

伊 勢 市 公 報

第 86 号
平成 21 年 6 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	5
規 則	
○ 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則	7
告 示	
○ 地縁団体「円座町自治会」の代表者変更について	9
○ 平成 21 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	10
○ 市議会臨時会の招集について	11
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	13
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	14
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者事業廃止届けについて	15
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者変更届けについて	16
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定取り消しについて	17
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	18
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定取り消しについて	19
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	20
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者事業廃止届けについて	21
公 告	
○ 農用地利用集積計画（所有権移転）について	22
○ 住民票の職権消除について	23
○ 市営住宅の公募について	24
公 表	
○ 伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について	27
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	41
○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	48

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 21 年 5 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 23 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

11 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 210」とあるのは、「100 分の 190」とする。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育長の給与等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 210」とあるのは、「100 分の 190」とする。

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項及び第 28 条第 2 項各号中「特定幹部職員」を「特定管理職員」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

9 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 25 条第

2 項及び第 3 項並びに第 28 条第 2 項の規定の適用については、第 25 条第 2 項中「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」とあるのは「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」と、「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」と、第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 5 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 210」とあるのは、「100 分の 190」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第24号

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の140」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

平成 21 年 5 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 23 号

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条中「特定幹部職員」を「特定管理職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 21 年 5 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 的 場 善 一

伊勢市円座町 1519 番地

変更後 木 村 一 雄

伊勢市円座町 1607 番地

伊勢市告示第 41 号

平成 21 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 21 年 5 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 42 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成 21 年 5 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 21 年 5 月 28 日（木） 午後 1 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決事項の承認を求めることについて
(平成 20 年度伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）)
 - (2) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市市税条例等の一部改正について)
 - (3) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市都市計画税条例の一部改正について)
 - (4) 平成 21 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）
 - (5) 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改

正について

- (6) 伊勢市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- (7) 専決処分事項の報告について
- (8) 専決処分事項の報告について
- (9) 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (10) 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成21年5月19日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成21年5月26日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第22号 教育行政に関する相談担当職員の指定及び公表について

議案第23号 奨学生の決定について

議案第24号 伊勢市スポーツ振興審議会委員の任命について

議案第25号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 5 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
18	株式会社 明野機工	伊勢市小俣町 341 番地	平成 21 年 5 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 21 年 5 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業 者 名	所 在 地	廃止年月日
116	株式会社明野機工	伊勢市小俣町 341 番地	平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成 21 年 5 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

	指定 番号	事業者名	所 在 地	変 更 年月日
変 更 後	17	セイワ設備	伊勢市御菌町王中島 436 番地 3	平成 21 年 5 月 21 日
変 更 前		イオカ設備工業		

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 5 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
244	こんどう水道 ポンプ店	伊勢市大世古 3 丁目 2 番 27 号	平成 21 年 5 月 18 日

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 5 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
204	有限会社 拓伸	伊勢市川端町 312 番地 2	平成 21 年 5 月 11 日
219	中村工業	伊勢市二見町今一色 233 番地 1	平成 21 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 5 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
309	創基産業 有限公司	松阪市川井町 479 番地 2	平成 21 年 5 月 19 日

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 21 年 5 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
294	明野機工	伊勢市小俣町明野 386 番地 19	平成 21 年 5 月 21 日

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 21 年 5 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	廃止年月日
23	こんどう水道ポンプ店	伊勢市大世古 3 丁 目 2 番 27 号	平成 21 年 1 月 13 日

伊勢市公告第 46 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 5 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	992 m ²	売買

伊勢市公告第 47 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたので、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公告します。

平成 21 年 5 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 職権消除年月日

平成 21 年 4 月 27 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
三重県伊勢市小俣町湯田 375 番地	赤 坂 忠 信

伊勢市公告第 48 号

伊勢市営住宅管理条例(平成17年伊勢市条例第163号)第4条の規定により、空家入居者の募集を次のとおり行います。

平成 21 年 5 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 受付の期間及び時間

平成 21 年 6 月 1 日 (月) から同月 10 日 (水) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。(土曜日及び日曜日は除きます。)ただし、6 月 1 日 (月)、6 月 8 日 (月) は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

2 受付場所

伊勢市都市整備部建築住宅課

3 入居申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (2) 現に住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 申込む住宅の区分に応じて、以下の条件に該当すること。

ア 市営住宅

現に同居し、又は同居しようとする者で、夫婦（事実上婚姻関係にある者及び婚約中の者で入居契約時に婚姻の届出をして入居できる者を含む。）又は親子を主体として独立の生計を営み、申請人を含む家族数が 2 人以上であること。ただし、身体障がい者等は単身入居できる。

イ 高齢者向市営住宅

(ア) 60 歳以上の単身世帯または、いずれか一方が 60 歳以上の夫婦のみの世帯、または、いずれもが 60 歳以上である親族のみの世帯であること。

(イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯であること。

(ウ) 家族等による援助が困難な世帯であること。

- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第5項に規定する基

準の収入を超えないこと。

- (6) 本人又は同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 募集戸数

詳細は次のとおりです。

ア 市営住宅

団地名 (所在地)	部屋数	階数	建築 年度	構造 ※1	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	単身 入居	募集 戸数
倭C団地 (倭町)	3DK	4階	S60	PC 5階建	有	無	水洗	有料 (1台)	×	1
倭隠岡団地 (倭町)	3DK	1階	S63	RC 4階建	有	有	水洗	有料 (1台)	×	1
		2階								1
宮中横団地 (浦口4丁目)	3DK	1階	H13	RC 3階建	有	有	水洗	有料 (1台)	×	1
大湊団地 (大湊町)	3DK	1階	S48	PC 3階建	無	無	水洗	団地管理	×	1
		2階								1
黒瀬第3団地 (黒瀬町)	3DK	1階	S60	PC 2階建	無	無	くみ 取り	有料 (1台)	×	1
西豊浜団地 (西豊浜町)	3DK	1階	S51	PC 3階建	無	無	水洗	有料 (1台)	×	1
栗野団地 (栗野町)	2DK	1階	S44	PC 2階建	無	無	くみ 取り	無	○	1
朝熊第2団地 (朝熊町)	3K	1階	S52	PC 平屋建	無	無	くみ 取り	無	○	1

※1 PC…プレキャストコンクリート RC…鉄筋コンクリート

イ 高齢者向市営住宅（エレベータ付き）

団地名 (所在地)	部屋数	階数	建築 年度	構造 ※2	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	単身 入居	募集 戸数
リバーサイド せせらぎ (小俣町宮前)	2DK	4階	H13	RC 6階建	有	有	水洗	有料 (1台)	○	1

※2 RC…鉄筋コンクリート

5 入居者の決定

市営住宅入居者選考委員会で入居資格適格者となった者について、公開抽選を行い、入居者を決定します。

なお、公開抽選は、申込者数がそれぞれの空家数を上回った場合に行います。

(1) 日時 平成 21 年 6 月 28 日（日） 午前 10 時 00 分より

(2) 場所 ハートプラザみその 多目的ホール

6 住宅への入居

入居決定後、10 日以内に所定の手続きを行い、入居していただきます。

なお、10 日以内に所定の手続きをしないときは、入居の決定を取り消します。

7 申込方法

伊勢市都市整備部建築住宅課で伊勢市営住宅入居申込用紙を受け、必要事項を記入の上、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付し、申込みをしてください。

なお、申込みは、希望する住宅を指定していただきます。

8 その他

詳細については、伊勢市都市整備部建築住宅課住宅係（TEL0596-21-5596・5597）へ問い合わせてください。

伊勢市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成21年5月22日

伊勢市監査委員	小	松	尚	平
伊勢市監査委員	浦	野	卓	久
伊勢市監査委員	藺	田	順	一

平成 21 年 5 月 22 日

請求者 様

伊勢市監査委員 小 松 尚 平

伊勢市監査委員 浦 野 卓 久

伊勢市監査委員 蘭 田 順 一

伊勢市職員－奥村茂・森下利久－措置請求書に基づく
監査結果について（通知）

平成 21 年 3 月 26 日付け、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住 所 伊勢市

氏 名 X

住 所 伊勢市

氏 名 Y

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成 21 年 3 月 26 日である。

3 請求の内容

請求人提出の伊勢市職員－奥村茂・森下利久－措置請求書（資料）による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

（1） 請求の要旨及び措置請求

ア 伊勢市長は、名古屋高等裁判所平成 19 年（ネ）第 827 号損害賠償請求控訴事件の確定判決に伴う損害賠償金として、平成 20 年 6 月 5 日、公金から合計金 127 万 9,826 円を支出した。市は、当該支出につき維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂に対し、国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているため、伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるととも

に、伊勢市長が当該職員らに対し、国家賠償法第1条第2項に基づき合計金127万9,826円の求償権を行使するよう勧告することを求める。

イ 伊勢市長は、津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償請求事件及び名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年8月28日から平成20年6月23日までの間、弁護士費用として276万円(1ヶ月12万円×23ヶ月)を支払ったが、この公金支出は、地方自治法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」に反するもので、裁量権を逸脱したものであるから、当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告することを求める。

※なお、請求人は「名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号個人情報不法漏洩・損害賠償請求控訴事件」と記載しているが、判決文により「名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件」と記載した。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備していると認めた。

第2 監査の方法

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、法第252条の43に規定する個別外部監査契約に基づく監査(以下「個別外部監査」という。)を求めているが、当市は、個別外部監査の条例が制定されていないので個別外部監査はできない。よって監査委員による監査を実施した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 伊勢市が国家賠償法第1条第2項に基づき、損害賠償金の求償権を有するにもかかわらず、当該求償権の行使を怠っているのかどうか。
- (2) 本件訴訟に係る弁護士費用276万円が高額であり違法な支出といえるか。

なお、財務会計行為以外の監査請求については、監査対象外とした。

2 監査対象部局

総務部及び都市整備部を監査対象部局とし、法第199条第8項の規定に基づ

き、平成 21 年 5 月 8 日関係人調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 21 年 5 月 8 日新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から日程変更の申し出があり、陳述日を 5 月 11 日に変更したが、当日欠席され陳述は行われなかった。

さらに 5 月 13 日までに新たな証拠及び書面での陳述を求めたところ、5 月 13 日「請求の要旨変更申立書」が提出された。

第 4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

- 1 本件請求のうち、損害賠償金求償権の行使については、理由がないものと認められるので、棄却する。
- 2 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 3 日までの支出に関する請求は、法第 242 条第 2 項の要件を欠き、不適法なものとして却下する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 8 月分	120,000	平成 18 年 9 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 9 月分	120,000	平成 18 年 10 月 2 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 10 月分	120,000	平成 18 年 11 月 1 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 11 月分	120,000	平成 18 年 12 月 1 日
5	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 18 年 12 月分	120,000	平成 19 年 1 月 4 日
6	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 1 月分	120,000	平成 19 年 2 月 1 日
7	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 2 月分	120,000	平成 19 年 3 月 1 日
8	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 3 月分	120,000	平成 19 年 4 月 2 日
9	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 4 月分	120,000	平成 19 年 5 月 10 日
10	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 5 月分	120,000	平成 19 年 6 月 1 日
11	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 6 月分	120,000	平成 19 年 7 月 2 日
12	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 7 月分	120,000	平成 19 年 8 月 1 日
13	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 8 月分	120,000	平成 19 年 9 月 3 日
14	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 9 月分	120,000	平成 19 年 10 月 1 日
15	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 10 月分	120,000	平成 19 年 11 月 1 日
16	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 11 月分	120,000	平成 19 年 12 月 3 日
17	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 19 年 12 月分	120,000	平成 20 年 1 月 4 日
18	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 1 月分	120,000	平成 20 年 2 月 1 日
19	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 2 月分	120,000	平成 20 年 3 月 3 日
合 計			2,280,000	

- 3 本件請求の弁護士費用 276 万円のうち、下記のとおり平成 20 年 4 月 1 日から

平成 20 年 7 月 1 日までの支出に関する請求は、理由がないものと認められるので、棄却する。

(単位：円)

No	内 容		支払額	支払日
1	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 3 月分	120,000	平成 20 年 4 月 1 日
2	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 4 月分	120,000	平成 20 年 5 月 1 日
3	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 5 月分	120,000	平成 20 年 6 月 2 日
4	損害賠償請求訴訟委任契約	平成 20 年 6 月分	120,000	平成 20 年 7 月 1 日
合 計			480,000	

第 5 事実関係の確認及び判断

以下、監査結果に係る事実関係の確認及び判断を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件請求事件の訴えの提起

伊勢市「緑が丘団地」の住民である原告らは、平成 16 年 6 月 28 日、同団地内に造られた市道を緑地に戻すことと、伊勢市楠部町字緑が丘 3160 番地をもとの緑地（雑種地）に戻すことを求めて、その旨の要望書や署名簿等（以下「本件署名簿等」という。）を、伊勢市長に提出したところ、維持管理課長森下利久は、平成 16 年 9 月 9 日、本件署名簿等を複写し、個人名の伏せ字などをしないまま、これを伊勢市長名で緑が丘団地自治会長に交付した。（以下「本件交付行為」という。）

(2) 本件請求事件における原告の主張

原告らは、市が原告らに無断で、本件署名簿等を第三者である自治会長に漏洩し、これによって原告らは精神的苦痛を強いられたとし、市に対し不法行為に基づき一人あたり 33 万円の損害賠償を求めた。

ア 本件署名簿等は、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する個人情報となるものであり、第三者に開示されたくない情報である。

イ 個人情報を第三者に開示することは、地方公務員法の公務員の守秘義務、伊勢市情報公開条例及び伊勢市個人情報保護条例に違反するものである。

ウ 行政に対する要望をする者の個人情報が、その行政によって、当該要望者の敵対関係者に違法に漏洩されるようでは、住民運動が萎縮し、民主主義の根幹を揺るがすことになる。

エ 本件交付行為が違法の法的評価を受けることは明らかであり、その違法性の程度は強い。

(3) 原告の主張に対する市の答弁及び反論

ア 本件署名簿等には、個人の職業、年齢、性別、電話番号、履歴情報などの個人識別情報の記載はなく、法的保護に値する内容はない。

- イ 本件要望書及び回答書に記載された内容については、原告らは住民説明会で意見として述べていたのであるから、秘密性及び非公知性はない。
- ウ 本件署名簿等に記載された事項は緑が丘団地自治会全体に関する問題であったから、自治会長にもその要望と実情を知悉してもらうための公益上の目的から、自治会長に交付したものである。
- エ 以上の諸点を併せ考慮すると、本件交付行為は、原告らのプライバシーを侵害するなど違法となるところはない。

(4) 裁判所における本件請求事件の審理経過

平成19年8月17日 第一審判決

(津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償事件)

平成19年8月31日 控訴

平成20年5月13日 第二審判決

(名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件)

平成20年5月27日 結審

(5) 本件請求事件の判決内容

ア 津地方裁判所伊勢支部 第一審

主文

①被告は、原告らに対し、各金3万3,000円及びこれに対する訴状送達の日(原告A及びBについては平成18年7月29日、その余の原告については同月13日)から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

②原告らのその余の請求を棄却する。

③訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

本件署名簿等に記載された個人情報(法的保護に値し、かつその要保護性の程度も高いこと)から、これを一旦受理し、保管するに至った行政機関としては、これを慎重に取扱うことが要請されるべきであるところ、市は、署名者の同意を得ることなく、また、同意を得ることが困難であったと認める事情もないのにこれを自治会長に交付したものであるから、本件交付行為は原告らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判断し、原告らに一人当たり3万円の慰謝料と3,000円の弁護士費用の支払を言い渡した。

イ 名古屋高等裁判所 第二審

主文

- ①一審原告らの控訴に基づき、原判決中一審原告ら敗訴部分のうち、次項の請求に係る部分を取り消す。
- ②一審被告は、一審原告らに対し、原判決主文第1項の金員のほか、それぞれ2万2,000円並びにこれに対する一審原告A及びBについては平成18年7月29日から、その余の一審原告らについては同月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ③一審原告らのその余の本件控訴及び一審被告の本件控訴をいずれも棄却する。
- ④訴訟費用は、第1、2審を通じこれを6分し、その5を一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とする。

本件交付行為により開示された情報は、地域住民の行政に対する意見であって、広く捉えれば、政治的信条に関わるものであるとした上、個人がいかなる政治的信条を有し、その信条に基づきいかなる行動を行うかは、個人の内心と密接な関係を有する事柄であり、そのような事柄と関わる情報は、要保護性の高いものである。また、本件交付行為により開示された情報は、住民運動に関わるものであり、この情報が、殊に対立する当事者に開示されれば、運動自体の萎縮効果が生じ、本来の住民運動を行うことが困難になる危険性が高いと指摘し、本件においては、上述のとおり、要保護性の高い情報を入手した市が、原告らと対立していることを認識していた自治会長に対し、当該情報を開示したものであるから、伊勢市による本件交付行為は違法であり、市は少なくとも過失があるとし、一審と同様に、市の不法行為責任を認めた。

その上、名古屋高等裁判所での判決は、本件不法行為により原告らが被った精神的損害に対する慰謝料として、原告ら1人につき5万円、弁護士費用は5,000円が相当であると判断し、一審判決を取り消した。

(6) 本件請求事件に対する市の対応

市は、職員が署名簿つきの要望書等の写しを地元自治会長に渡した行為は不適切であったと考え、結果として地元で迷惑をかけたと認識しつつも、署名簿等を地元自治会長に相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また、損害賠償を負うという第一審の判決には承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断し、平成19年8月臨時会の議決を経て、控訴の決定をした。

平成20年5月13日名古屋高等裁判所民事第4部で、市に対し判決言渡があり、判決後上告及び上告受理申立をしないことを決定し、本事件は5月27日に確定した。

(7) 判決に基づく損害賠償金の支払と財務会計処理

平成20年6月2日に損害賠償金115万5,000円、遅延損害金10万9,493円及び訴訟費用1万5,333円の計127万9,826円を支出するために必要

な所定手続きをとり、同月5日に支出した。

(8) 職員に対する求償権に関する規定とその運用

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与え、国又は公共団体がこれを賠償した場合の公務員に対する求償権について、当市では国家賠償法に基づく求償権について審査する委員会等に関する規定がなく、求償権の要否については、弁護士等専門家に相談しながら庁内で検討し、結果、行使することを意思決定した場合は、市長から当該職員に対し、損害賠償金等を請求することとなっている。

(9) 職員に対する求償権行使の要否に関する市の判断

国家賠償法第1条第2項による故意又は重大な過失に当たるかどうかについて、当該訴訟代理人である弁護士とともに庁内で慎重に検討した結果、本事案については、重大な過失までには至らないと判断し、求償権は行使しないことに決定した。

2 請求人の主張と総務部及び都市整備部の説明

(1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認と国家賠償法第1条第2項により求償権を行使するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、本件損害賠償請求事件に係る維持管理課長森下利久、都市整備部長奥村茂の不法行為は、故意又は重大な過失によるものであり、伊勢市長が怠る事実につき国家賠償法第1条第2項により求償権を行使し、勧告するよう主張している。

これについて総務部及び都市整備部は、第5—1(9)のとおり、求償権は行使しないと説明している。

(2) 訴訟に関する弁護士費用の月額報酬部分の支払が違法であることの確認と損害賠償金として請求するよう勧告を求めることの主張について

請求人は、公金支出は、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならず(法第2条第14項)、経費はその目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはならない(地方財政法第4条第1項)とされている。

三重県内や名古屋市内で活動する弁護士に依頼をせず、東京弁護士会に所属する小林芳郎弁護士との間で、合理性のない月額報酬方式の委任契約で必要以上に高額な弁護士費用を支出しており、市は弁護士費用のうち月額報酬部分の財産的損害を被った。当該公金の支出のうち、月額報酬部分の支払が違法であることの確認と、伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち、月額報酬部分を損害賠償金として請求するよう勧告すると述べている。

また、日本弁護士連合会報酬等基準規定(会規38号)第17条で下記のとおり試算している。

ア 着手金(①+②)

1,191,644円

330,000 円(訴訟費用物の価格)×21 人(原告数)=6,930,000 円

(6,930,000 円×5%+90,000 円)+消費税=458,325 円

着手金の上限 30%と見ると

458,325 円×1.3=595,822 円・・・①

控訴により増えた着手金 595,822 円・・・②

イ 日当(③) 900,000 円

出頭日数 9 日間 最高限度 10 万円/日の基準から

100,000 円×9 日間=900,000 円・・・③

ウ 旅費(④+⑤+⑥+⑦) 298,920 円

津地方裁判所伊勢支部出頭旅費 7 日間

J R(東京⇄名古屋 新幹線グリーン車)

14,270 円×2(往復)×7 日=199,780 円・・・④

近鉄(近鉄名古屋⇄宇治山田 特急)

2,690 円×2(往復)×7 日=37,660 円・・・⑤

名古屋高等裁判所出頭旅費 2 日間

J R(東京⇄名古屋 新幹線グリーン車)

14,270 円×2(往復)×2 日=57,080 円・・・⑥

名古屋・名古屋高等裁判所 タクシー代

1,100 円×2(往復)×2 日=4,400 円・・・⑦

合計 ア+イ+ウ 2,390,564 円

となり、月額報酬 276 万円との差額 36 万 9,436 円は、必要以上の高額な弁護士費用の違法な支出行為であるとしている。

また、弁護士出頭日当を 1 日 5 万円で試算すると 81 万 9,436 円高額であると主張している。

さらに、控訴をせず、津地方裁判所伊勢支部判決に従った場合の試算額(日当 5 万円)は 167 万 6,482 円となり、公金より支出した訴訟関連費用一切 411 万 7,786 円との差額 244 万 1,304 円は必要以上の高額な訴訟関連費用の違法支出行為であると主張している。

これについて都市整備部は、訴訟の委任については、本市の実情に詳しい、市政法律相談を委託している 2 名の弁護士のうち、市内の弁護士に依頼したところお受けいただけなかったため、他のお一人である東京の小林芳郎弁護士と契約を行った。契約金額については、訴訟事件の準備と、係属時から判決時まで、毎月 12 万(交通費・宿泊費・日当は受任弁護士が負担)となっている。

なお、本契約の契約金額については、他の算出方法とも比較し、上記金額としたものであり適切な金額であると認識していると説明している。

よって弁護士提示額による 1 年間の経費は

120,000 円×12 ヶ月=1,440,000 円・・・A

また、下記に記載したのは平成 16 年 3 月 31 日廃止となった三重弁護

士会報酬規程により参考資料として算出したものである。

第一審訴状より

330,000円×21人=6,930,000円

着手金 300万円を超え3,000万円以下の場合

(6,930,000円×5%+9万円)+消費税=458,325円・・・①

報酬金 300万円を超え3,000万円以下の場合

(6,930,000円×10%+18万円)+消費税=916,650円・・・②

旅費(裁判期間1年、2ヶ月に1度で計6回として見積)

(日当21,000円+電車代(東京⇄伊勢)往復27,340円)×6回

=290,040円・・・③

①+②+③=1,665,015円・・・B

となり、Bと比較してAである弁護士提示の契約金額の方が安価であると説明している。

控訴の理由については、署名簿等を地元自治会長にご相談するために渡した行為について、市に不法行為責任が発生すると認定され、また損害賠償を負うという第一審の判決につきましても承服できないものと考え、弁護士と慎重に検討した結果、上級審の判断を仰ぐことが適切であると判断させていただき、議会の議決を経て控訴したと説明している。

また、平成18年9月定例会の議事録によれば、弁護士費用の積算根拠については、平成16年4月1日から弁護士会の報酬基準が廃止され、弁護士は自由に料金を決められるようになり、当該弁護士に報酬額の提示を願ったところ、旧報酬額の基準額より下回っていたので、契約をしたと答弁している。

このことは、三重弁護士会ホームページにおいても、「平成16年4月1日、改正された弁護士法の施行にともない、日本弁護士連合会及び三重弁護士会の報酬規程は廃止されました。今後の弁護士費用については、事件の種類・事件の内容・依頼者が受ける経済的利益の額などによって、各弁護士と依頼者の間で個別に決められることとなります。」と掲載されている。

さらに、三重県及び県内各市を対象とした調査においても、顧問弁護士の有無、案件の内容、難易度及び労力等により各市とも異なると考えられるため、報酬金等の多寡について一概に比較できないと述べている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、総務部及び都市整備部の説明を総合して、以下判断について述べる。

- (1) 伊勢市長が怠る事実につき違法であることの確認を求めるとともに、国家賠償法第1条第2項に基づき求償権を行使するよう勧告を求めることについて

請求人は、「名古屋高等裁判所平成19年（ネ）第827号損害賠償請求控訴事件に係る損害賠償金の支出は、市職員森下利久・奥村茂が故意又は重大な過失により、不法行為を行ったと認定されたことに基づくものであり、原因の不法行為を行った職員に対し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、伊勢市長がこれを行っていないことは、裁量権を逸脱した違法な行為であり、怠る事実につき違法である」と主張しているののでこれについて判断する。

国家賠償法第1条第2項は、「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。国家賠償法が公務員の故意又は重大な過失があつたときに限り求償権を行使し得ると規定した趣旨は、公務員に一般的な過失があるにとどまる場合にまで求償権を行使し得るようにするよりも、公務員にその職務を十分に果たさせる方が合理的であるという理由によるものと解されている。

過失とは、行為者がその場合において必要とされる注意を怠ったこととされ、必要とされる注意とは、具体的な加害者個人ではなく、そのような職業や立場におかれている通常人が当然払うであろう注意と解される。

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に違法有害な結果を予測回避することができたにもかかわらず、漫然とこれを看過した場合をいい、ほとんど故意に近い程度の注意義務違反であると解されている。

本請求事件判決内容によると、「本件交付行為をしたことにつき少なくとも過失があり、その行為は違法であると認めるのが相当である。」として、市には少なくとも過失があるとし、市の不法行為責任を認めているものの、市の過失の程度については一切触れておらず、担当市職員に対する過失についても述べられていない。

また、「一審原告らの主張している間接事実を考慮しても、一審被告が、一審原告らの緑地復旧運動を妨害する意図で本件交付行為を行ったとまで認めることはできない。」と判示されている。

上記のとおり総合的に考慮すると、担当職員に過失があつたこと自体は是認しなければならないが、その過失は一般的な過失の領域にとどまり、重大な過失とまではいえないものと判断する。

このように、本件請求事件については、その過失が重大なものと認められない以上、市は、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を有し得ないことは明らかであり、市は求償権を行使できないものと判断する。

したがって、国家賠償法の求償権が認められない以上、市がこれを行っていないことは当然であり、請求人の主張の求償権に関しては、市には求償権不行使による怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がない。

(2) 平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 3 日までの弁護士費用の却下理由について

法第 242 条第 2 項は住民監査請求の期間について、当該行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないとし、ただし、期間を経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでないとしている。そして、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断されるべきであると解されている。(平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決)

ところで、本件請求は、対象となる財務会計上の行為としての公金の支出があった日から既に 1 年を経過している平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 3 日までのものも対象にしている。請求人は、「この事実を知ったのは平成 20 年 5 月 27 日の総務政策委員協議会であり、知ってから 1 年以内であり、法第 242 条第 2 項の規定による正当な理由がある。」と主張している。また、怠る事実の違法確認については、監査請求の期間の制限はないと主張している。

しかし、この点については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきと解するのが相当である。」(昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決)とされている。今回の請求は、弁護士費用の支出が違法であることを前提としているので、昭和 62 年の判決に照らし、当該支出がなされた日を基準として法第 242 条第 2 項の規定が適用されるべきであると判断する。

当該請求に係る弁護士費用の支出については、平成 18 年 9 月 19 日の定例会で審議され、議事録によれば、東京に事務所をおく弁護士の費用の積算についての質疑がある。また、平成 19 年 8 月 27 日の臨時会でも審議され、その中で一審の弁護士費用等の金額及び控訴審の弁護士費用見込みなどについての質疑がある。なお、この定例会、臨時会は傍聴が可能であった。そして、平成 18 年 12 月 1 日及び平成 19 年 12 月 1 日発行の「いせ市議会だより」において、これらの内容が掲載されている。この「いせ市議会だより」は各戸配布されているので、相当の注意力をもって調査すれば弁護士費用の支出を知ることができたと解される。

したがって、請求人は、当該請求に係る支出があった日から 1 年以内に住民監査請求を行うことが可能であり、請求期限を経過したことにつ

いて正当な理由があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求のうち、平成18年8月分から平成20年2月分の損害賠償請求訴訟委任契約に基づく弁護士費用については、法第242条第2項に規定する請求期限を経過したことについて正当な理由があると認められず、同条に定める要件を欠く不適法な請求である。

(3) 本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく月額報酬方式の支出について

請求人は、「津地方裁判所伊勢支部平成18年(ワ)第88号・第98号損害賠償事件及び名古屋高等裁判所平成19年(ネ)第827号損害賠償請求控訴事件につき小林芳郎弁護士と委任契約を締結し、平成18年8月28日から平成20年6月23日までの間、弁護士費用として276万円(12万円/月×23ヶ月)を支払ったが、この公金支出は、法第2条第14項の「最少の経費・最大の効果の原則」、地方財政法第4条第1項「経費はその目的を達成されるために必要且つ最少の限度をこえて支出してはならない」に反するもので、裁量権を逸脱したものである」と主張している。このことについて判断する。

請求人が主張している弁護士費用のうち、申請を受け付けた平成21年3月26日時点で1年に満たない平成20年3月分から平成20年6月分までの(12万円×4ヶ月)48万円について、法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の規定に反するものであるかどうかを検討する。

ア 弁護士への訴訟委任について

(ア) 本件請求事件において、被告である市が、その執行機関の職務行為の適法性について積極的に主張・立証するため、応訴活動を行うことは当然なすべき行為とみることができる。

(イ) 市が当事者となる訴訟において訴訟代理人を弁護士に委任する場合は訴訟を適正かつ効果的に行うという観点から市の判断に委ねられていると考える。

また、訴訟手続きに精通した法律の専門家である弁護士に訴訟代理人を委任するという判断は、訴訟の適正、公正かつ円滑な遂行が責務であるという観点からも妥当なものである。

(ウ) 当該弁護士の選任については、市の市政法律相談を委託しており、当市の実情を十二分に把握している弁護士2名のどちらかに委任することとしたが、市内の弁護士に依頼したところ、承諾いただけなかったため、当該弁護士と契約した経緯がある。

さらに、当該弁護士は、平成元年当時から当市の訴訟代理人として業務を行っている。

イ 弁護士報酬の算定について

弁護士の報酬は、弁護士法に基づき、日本弁護士連合会の報酬等基準規程とこれを基準に定められた三重弁護士報酬規程に標準額が定められ

ていたが、平成16年4月1日、独占禁止法に沿って廃止され、各弁護士と依頼者との間で約定により自由に料金を定めることが出来るようになったものである。本件訴訟においては、当該弁護士から提示された月額報酬方式による弁護士費用が、旧報酬額の基準額より下回ったため、契約を締結したものである。

請求人が主張する試算の差額が高額すぎると指摘している点についても、報酬規程の廃止により、法律事務の処理に関する委任契約は、弁護士と依頼者との自由な意思に基づいて行われるものであるから、契約方法についても拘束されることはないといえる。

また、当市の実情に精通していることを考慮すれば必要以上に高額な支出であるといえない。

このことにより、本契約は、最少の経費・最大の効果の原則を考慮・検討したうえで締結されており、必要以上に高額な金額を支出しているとは言い難く、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定に反するとはいえず、裁量権を逸脱しているとはいえない。

以上のことから、請求人の本件訴訟に係る弁護士との委任契約に基づく支出は違法又は不当な公金の支出に該当するとの主張及び伊勢市長が森下隆生に対し、弁護士費用のうち月額報酬部分を損害賠償金として勧告することを求めるという主張は理由がないと判断する。

第6 意見

本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の請求された法第252条第43条第1項の規程である個別外部監査について、次のとおり意見を述べることにした。

本請求人は、専門性が高く、公正・公平・平等な監査として個別外部監査を求められた。

個別外部監査ができるのは、条例で定められる場合に限られるものであるが、当市には、監査の前提である条例の制定がされていないことから、監査委員による監査を行ったものである。

地方公共団体の監査機能の専門性と独立性を強化するための地方自治法の改正の趣旨と費用対効果を十分考慮しながら、個別外部監査の導入について、今後検討する必要があると思われる。

伊勢市情報公開条例（平成 17 年条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 21 年 6 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公文書公開請求の状況

平成 20 年度における公文書公開請求件数は、104 件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	10	5	5	22	7	9	15	2	7	12	6	4	104

2 公文書公開請求者別状況

平成 20 年度における公文書公開請求者数は、人数で 45 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 20 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 76 件、教育委員会 25 件、議会 2 件、消防長 1 件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市 長	秘書課	1 件	教育委員会	25 件
	総務課	1	議会	2
	広報広聴課	4	消防長	1
	管財契約課	1		
	危機管理課	1		
	課税課	1		
	交通政策課	18		
	戸籍住民課	4		
	農林課	4		
	水産課	1		
	監理課	1		
	都市計画課	6		
	基盤整備課	5		
	維持課	21		
	用地課	1		
	上下水道部総務課	4		
	(小俣総合支所)生活環境課	2		
計 (17課)	76	計	28	
合		計	104	

4 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 37 件、部分公開 57 件、非公開 3 件、請求却下 12 件でした。

なお、1件の請求に対して複数の決定のものがあります。

(単位：件)

区 分	請 求				
	公 開	部分公開	非公開	請求却下	計
件 数	37	57	3	12	109

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下	合計
個人情報（第9条第1号）	37	0	X	37
法人等情報（第9条第2号）	27	1		28
国等との協力関係情報（第9条第3号）	0	0		0
意思形成過程情報（第9条第4号）	2	0		2
事務事業の執行情報（第9条第5号）	2	0		2
公共の安全、秩序維持情報（第9条第6号）	0	0		0
任意提供情報（第9条第7号）	1	2		3
合議制機関情報（第9条第8号）	1	0		1
法令秘情報（第9条第9号）	0	0		0
請求対象とならない公文書	X	X		0
公文書特定不可能			1	1
公文書不存在			12	12
合 計	70	3	13	86

5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになっていますが、平成20年度における不服申立ては1件でした。

6 審査会の処理状況

平成20年度に伊勢市情報公開審査会への諮問は1件でした。

(単位：件)

19年度からの繰越件数	20年度の諮問件数	平成20年度審査会処理件数				未処理の件数	諮問の取下げ
		認容	一部認容	棄却	却下		
0	1	1	0	0	0	0	

答申第1号

答 申

第1 審査会の結論

本件不服申立ての対象となった公文書のうち、下記のとおり審査会が公開と判断した部分については、公開すべきである。

- 1 奨学生選考委員会委員（H15～H20）のうち、委員の住所及び自宅の電話番号を除く部分
- 2 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料のうち、本人の状況の欄の性別、年齢及び学年、家族の状況の欄の保護者続柄（父、母等のみ）並びに判定の欄の部分
- 3 平成16年度～平成20年度伊勢市奨学生選考委員会記録のうち、審議内容における発言者の職・氏名（事務局職員である者及び議事進行部分に当たる委員長の職・氏名を除く。）及び奨学生候補者等の個人情報に当たる部分を除く部分
- 4 伊勢市奨学生不採用者（H18～H20）のうち、学年及び判定理由の欄の部分
- 5 伊勢市奨学生採用候補者名簿（H20）のうち、学年の欄の部分

第2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成20年7月9日付けで伊勢市情報公開条例（平成17年11月1日伊勢市条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った「伊勢市の奨学金の書類一式（全て）直近10年」の公開請求に対し、伊勢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年7月23日付けで行った情報部分公開決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 本件対象公文書について

本件不服申立ての対象となっている公文書は、別紙1「本件対象公文書」に記載したとおりである。

第4 実施機関の部分公開理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次に掲げる理由により、本決定が妥当というものである。

- ・ 条例第9条第1号及び第8号に該当

本件公文書（非公開部分）には、特定の個人の氏名等が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものであるため、非公開が妥当である。

また、奨学生選考委員会の民間委員の氏名及び連絡先、奨学生選考委員会記録等非公開とした情報を公開することにより、委員への事前の働き掛け又は選考後の苦情の申入等が生じるおそれが考えられ、結果、委員の率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれ等があるため、非公開が妥当である。

第5 不服申立て理由

不服申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の本決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

- ・行政の透明性の確保及び市民への説明責任を果たす観点から、実施機関が非公開とした部分は公開すべきである。また、実施機関が非公開とした理由の中で、公開することにより奨学生選考委員会委員の意見の交換等が不当に損なわれるおそれ等があるとしているが、その可能性は低く認めがたいものである。

- ・上記観点から、伊勢市奨学生選考委員会委員について、民間人であっても委員の職にある者については、氏名、役職等を開示すべきである。

第6 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を保障するとともに、市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう原則公開の例外として限定列挙した非公開事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して以下のように判断する。

2 非公開部分について

(1) 奨学生選考委員会委員（H15～H20）について

条例第9条第1号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守るという観点から、個人のプライバシーを保護するため非公開情報としているが、同号のただし書において、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報は非公開情報から除くとしている。

これは、市が行う行政活動の状況を明らかにし、市民に説明する責務がまっとうされるようにするため公開情報としているものであり、この規定の趣旨から、公務員の氏名についても、賞罰の情報等当該公務員の個人の情報といえるものを除き、職務の遂行に係る情報として記載されている場合は、職に関する情報と同様に公開すべきであると判断する。

伊勢市奨学生選考委員会は、地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関であり、当該委員会委員は、特別職の地方公務員であるため、委員個人の情報といえる住所及び自宅の電話番号を除き、委員の氏名及び連絡先は公開すべきであると判断する。

(2) 伊勢市育英基金出資者及び現在高表について

実施機関が非公開とした部分は、育英基金出資者が個人である当該個人の氏名を非公開としたものであり、条例第9条第1号に定めている個人に関する情報で特定の個人が識別されるものと認められるため、実施機関の決定は妥当である。

(3) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料について

実施機関が非公開とした根拠は、条例第9条第1号に定めている個人に関する情報で特定の個人が識別されるものと認められるとしたものであるが、平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料の表中のすべての情報が非公開とされている。情報公開制度の考え方は、公開を原則としており、公開対象の情報の中で個人情報等公開することにより支障が生じる情報のみを非公開としているものとする。

この考え方から、表中の、本人の状況の欄の性別、年齢及び学年、家族の状況の欄の保護者続柄（父、母等のみ）及び判定の欄については、これらを公開することにより、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものとは認められないため、公開すべきであると判断する。

(4) 平成16年度～平成20年度伊勢市奨学生選考委員会記録について

まず、出席者又は参加者の委員名の非公開部分並びに委員長及び副委員長の氏名欄については、「(1) 奨学生選考委員会委員（H15～H20）について」で判断した考え方により公開すべきであると判断する。

次に、審議内容の部分であるが、奨学生候補者等の情報で条例第9条第1号に定める個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報について、非公開とした判断は妥当であると判断する。しかしながら、審議内容の多くの部分を非公開とした決定については、適当でないと判断する。

情報公開制度は、市民の知る権利を保障するとともに行政の説明責任を果たし、もって公正で開かれた行政を推進することを目的としており、この目的から、公文書の公開を原則とし、そのうち条例第9条に列記した部分のみを非公開としているものである。実施機関は、非公開とした理由について、条例第9条第8号に該当し、「委員への事前の働き掛け又は選考後の苦情の申入等が生じるおそれが考えられ、結果、委員の率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれ等があるため」として審議内容の多くの部分を非公開としているが、制度の目的として市民の知る権利と行政の説明責任を果たす責務が行政にはあり、このため、原則公開を前提として公開・非公開の決定はされなければならない、この点から当審査会が判断するに、実施機関がいう事情を考慮したとしても、委員名は非公開とできるものの委員の発言内容は公開すべきものと判断する。

なお、委員名を非公開とするに当たり、事務局職員である者及び議事進行部分に当たる委員長の職・氏名については、公開すべきであると判断する。

(5) 伊勢市奨学生不採用者（H18～H20）について

(3) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料についてと同様の考え方により、伊勢市奨学生不採用者の表中、学年及び判定理由の欄については、公開すべきであると判断する。

(6) 伊勢市奨学生採用候補者名簿（H20）について

(3) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料についてと同様の考え方により、伊勢市奨学生採用候補者名簿の表中、学年の欄については、公開すべきであると判断する。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 8月28日	諮問書受理
平成20年 8月28日	実施機関に対して部分公開理由説明書の提出依頼
平成20年 9月11日	部分公開理由説明書の受理
平成20年 9月25日	不服申立人に対して部分公開理由説明書（写）の送付、意見書の提出依頼及び口頭陳述の希望の有無の確認
平成20年 9月29日	意見書の受理
平成20年10月10日	書面審理 実施機関の部分公開理由の聴取 不服申立人の口頭意見陳述
平成20年10月24日	審議
平成20年11月14日	審議、答申

別紙 1

「本件対象公文書」

- (1) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会事項書
 - ・奨学生選考委員会委員（H15～H20）
 - ・奨学生・奨学金経緯
 - ・伊勢市育英基金出資者及び現在高表
 - ・奨学生選考基準（改正前と改正後）
 - ・平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料（項目の確認の1ページのみ）
- (2) 平成16年度～平成20年度伊勢市奨学生選考委員会記録
- (3) 平成18年度～平成20年度伊勢市奨学生選考資料
 - ・伊勢市奨学生不採用者（H18～H20）
 - ・伊勢市奨学生採用候補者名簿（H20）

伊勢市情報公開審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	山 田 やす子	皇學館大学教授
会長職務代理者	濱 田 秀 也	弁護士
委 員	富 永 健	皇學館大学教授
委 員	小 寺 留 男	伊勢市総連合自治会長
委 員	河 野 英 子	人権擁護委員

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 20 号）第 30 条の規定に基づき、平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 21 年 6 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 20 年度における実施機関からの届出件数は 3 件でした。

(単位：件)

実施機関名	件 数
市 長	3

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 20 年度における事務の廃止の届出は 1 件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止
市 長	1

3 実施機関別の登録

平成 20 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、493 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

実施機関名	件 数
市 長	378
教育委員会	67
病院事業管理者	9
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	26
議 会	2
合 計	493

4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 20 年度における個人情報開示請求件数は 10 件でした。訂正、削除及

び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	0	0	2	0	0	1	1	2	2	0	1	1	10

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位:件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	管財契約課	1件	教育委員会	0件
	戸籍住民課	5	議会	0
	医療保険課	1	公平委員会	0
	生活支援課	1	農業委員会	0
	監理課	1	病院事業管理者	0
			消防長	1
			選挙管理委員会	0
			監査委員	0
			固定資産評価審査委員会	0
	計(5課)	9	計	1
合 計			10	

5 個人情報開示請求者別状況

平成20年度における個人情報開示請求者数は、人数で10人でした。

その状況は、次のとおりです。

請求者別状況

(単位:人)

本人		9
代理人	未成年者	0
	成年被後見人	0
	特別の理由	1

6 開示請求の決定状況

(1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示7件、一部開示1件、請求却下3件でした。

なお、1件の請求に対して複数の決定のものがあります。

(単位:件)

区分	請求	開示	一部開示	非開示	請求却下
件数	10	7	1	0	3

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

(単位：件)

不開示理由	一部開示	請求却下	合計
法令秘情報（第15条第1号）	0	X	0
評価、診断等情報（第15条第2号）	0		0
第三者の個人情報（第15条第3号）	1		1
国等協力関係情報（第15条第4号）	0		0
審議、検討、調査等情報（第15条第5号）	0		0
行政運営情報（第15条第6号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第15条第7号）	0		0
その他の情報（第15条第8号）	0		0
請求対象とならない情報	X	0	0
個人情報特定不可能		0	0
個人情報不存在		3	3
合計	1	3	4

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成20年度における目的外利用の届出は9件、外部提供の届出は30件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市長	9	29	38
教育委員会	—	—	—
農業委員会	—	—	—
消防長	—	1	1
合計	9	30	39

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

本人の同意を得ているとき	2
法令等に定めがあるとき	27
公表された事実であるとき	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき	7
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき	27
審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき	2

8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになっていますが、平成20年度の不服申立てはありませんでした。

9 審議会の処理状況

平成20年度に伊勢市個人情報保護審議会への諮問はありませんでした。